

## ストライキで戦争をとめる

# 11・1日比谷に5700名結集



## 国際連帯の発展と動労総連合建設をかちとろう！

### 発言

## ストを闘ったぞ！これからもTTS とJR本体を結び付けて闘っていく

● 動労連帯高崎 漆原副委員長



私たちはこの9月12日にTTS（高崎鉄道サービス）籠原事業所と熊谷事業所でストライキに決起しました。

2012年10月1日の強制出向から3年。「職場と仕事をJRにもどせ！」

そして「出向者全員をJRに戻せ」という課題。そしてさらには「TTS労働者の賃金をあげろ！」。そしてもう一点、「人を増やせ！」そう訴えてストライキに決起しました。籠原事業所、熊谷事業所、それぞれ籠原駅、熊谷駅の駅頭集会、で籠原事業所前での集会。4波の集会、アピールをやり抜きまし

た。さらに17日には、TTSとの回交を勝ち取ってきました。われわれはTTSのパート労働者の時給が870円であることに對して賃上げ要求という形で闘ったわけですが、TTSの言い方は、「870円で納得して応募してきているんだから、それでいいんだ」「賃金は安くはないんだ」という言い方をしました。賃金が安いから、賃金に見合わない

から、仕事と賃金がかい離しているからわれわれは賃上げ要求をしているわけです。それに対して、どうして「納得しているから、賃上げをする必要はない」という回答になるのでしょうか。

TTSのふざけた態度を絶対許さない  
また、TTSの作業が、今年の上野東京ラインの開通にともなって、籠原事業所では業務量が大幅に増えたわけです。これまでは上野から来た電車の清掃だったわけですが、いまは国府津、小田原、伊東、熱海、沼津から籠原に電車が来ま

す。その電車の清掃をするわけですから、ゴミの量がこれまでとははるばる違います。それに対して、私たちは要員を増やせという要求をしているわけです。しかし、TTS本社の言い方は「定時で仕事が終わっているから要員は足りている」という言い方なんです。ふざけんなやねー！ってことですよね。いかに現場の労働者が四苦八苦しなから、駆けずり回って仕事をしているのか。そして時間内におけるために、どれだけ苦労しているのか、まるつきり顧みようとしない。私たちは、これからも、TTSとJR本体の闘いを結びつけながら、微力ではありますが、これからも闘っていきます。よろしくお願いします。

## 高崎線の駅員大幅削減を許すな！

早朝駅に誰もいなくなる！

4月1日から、高崎線の駅員が10数名削減されるといふ話が広がっている。上尾駅と熊谷駅を除いて、のきなみ減らされることだ。また、朝の時間帯に無人になる駅が出るという。朝6時半までは遠隔で管理し、朝6時半になってようやく窓口が開くやり方で、すでに横浜エリアで先行して行なわれているシステムだ。

時間帯によっては駅員1人体制に

また、本庄駅ではこれまで夜間に駅員がゴミ回収をしていたが、駅員がいなくなる関係で、TTSでゴミ回収を移管する動きも始まっている。

JRは次々と要員を減らし、外注先に

丸投げするやり方を勧めている。狙いは、人件費の削減だ。ということは、今後JR本体では正規要員は無くされるということだ。今正規で運転や車掌、駅をやっているから、俺は大丈夫と思つたら、出向・転籍で大幅に賃金が減らされることになる。また下請け会社を外注化することで、低賃金・悪労働条件のワーキングプアばかりが増やされる。そして安全は崩壊させられ、社会そのものが「生きていけない」ものになってしまう。

動労連帯は動労総連合の仲間と共に、外注化・非正規化・安全崩壊と全力で闘う！



# 不誠実な T T S の団交姿勢弾劾！ 資料開示拒否は不当労働行為だ！

【動労連帯高崎は、9月12日～13日ストライキを決行。この闘いによって T T S は2カ月も先延ばしにしていた団交に引きずり出された。概略は、動労連帯ニュース135号（9月21日付）でお知らせしましたが、詳細な報告と T T S・J R の問題点を連載します。】

**偽装請負の事実を示す資料開示を拒否！不誠実だ！**

T T S の団交姿勢は、「具体的に回答して欲しい」という要求に、抽象的にしか答えず、極めて不誠実なものであった。特に、J R と T T S の偽装請負に関して、J R 高崎支社の注文書と J R 高崎鉄道サービス注文書の内容がまったく同じ、という驚くべき事実を指摘したところ、T T S はシ

ドロモドロになり、「何の請け書なのか、確認できない。J R が裁判に提出した「T T S の注文請け書」という資料なので、T T S が裁判に出したものでないから、わかりません」と、理由にならない理由で回答を拒否した。

この注文書、請け書の記載は、公正証書偽造にあたり、巨額の請負契約であることからすれば商法違反にもなりかねない問題だ。それを「わかりません」で済ますつもりなのか！

さらに、裁判に証拠として提

乙第 4 / 号証

注文請書

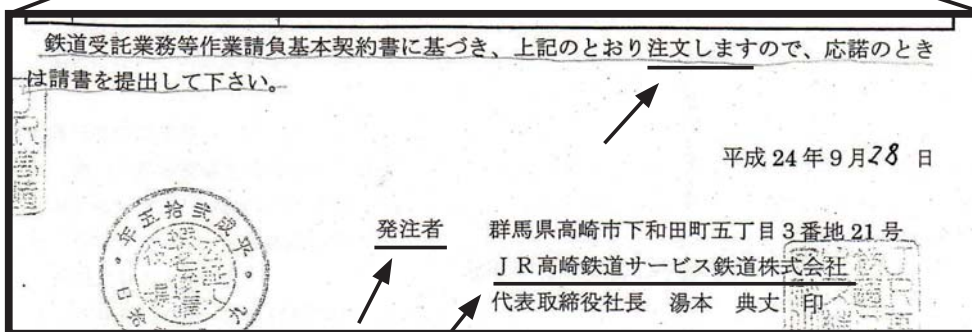
東日本旅客鉄道株式会社  
執行役員高崎支社長 江藤 尚志 殿

1	契約番号	高運企 第 194 号
2	契約件名	構内関係作業
3	施行場所	別紙内訳書のとおり
4	契約期間	平成24年10月1日から平成25年9月30日まで
5	契約数量	別紙内訳書のとおり
6	契約総額 (消費税別掲)	円 (内訳は別紙のとおり)
7	請求書受理箇所	東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 運輸部 企画課
8	代金支払箇所	東日本旅客鉄道株式会社 本社 財務部
9	支払方法	請求書による銀行振込とする。
10	支払額	契約単位ごとの契約額を12等分し、毎月支払うものとする。 (12等分に際し、千円未満の増数が生じた場合は、初回の支払額を調整するものとする。)
11	支払額の減額等	別紙のとおり
12	契約の変更	契約単位ごとの契約額に5%を超える増減が生じる場合は、甲乙協議の上、契約の変更を行うことができる。
13	特記事項	別紙契約内訳には、消費税は含まない。
14	添付書類	1 契約内訳書 (契約単位ごとの、施行箇所、契約数量、契約額) 2 仕様書 3 月報表

鉄道受託業務等作業請負基本契約書に基づき、上記のとおり注文しますので、応諾のときは請書を提出して下さい。

平成24年9月28日

発注者 群馬県高崎市下和田町五丁目3番地21号  
J R 高崎鉄道サービス鉄道株式会社  
代表取締役社長 湯本 典文 印



出向無効確認訴訟で J R が提出した T T S の注文請書  
請書であるのに、本文は「注文します」となっている。また、「発注者」と書いて、「J R 高崎鉄道サービス鉄道株式会社」（こんな会社は存在しない）となっている【下線部分】。

出された書類であり、明らかに T T S 作成の注文請書を、開示しないとするのは団体交渉に不誠実な態度をとったことになり、労働組合法7条2号違反の不当労働行為だ。

■資料開示拒否は、不当労働行為  
「使用者は、自己の主張を相手方が理解し、納得することを目的として、誠意をもって団体交渉にあたらなければならない。労働組合の要求や主張に対する回答や自己の主張の根拠を具体的に説明したり、必要な資料を提示するなどし、また、結局において労働組合の要求に対し譲歩することができないとしても、その論拠を示して反論するなどの努力をするべき義務がある」(カール・ツァイス事件・東京地判平元・9・22)

きりとり

## 動労連帯高崎 加入申込書

- 職場
- お名前
- 連絡先
- 要求・相談事項